

令和2年度

財政援助団体等監査報告書

富里市監査委員



富 監 第 6 8 号

令和 2 年 9 月 1 1 日

富里市教育委員会教育長 吉 野 光 好 様

富 里 市 議 会 議 長 戸 村 喜 一 郎 様

富里市監査委員 阿 部 ますみ

富里市監査委員 大川原 きみ子



令和 2 年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき次のとおり報告します。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

第2 監査の期間

令和2年5月21日から令和2年9月10日まで

(委員聴取日 令和2年7月7日)

第3 監査の場所

富里市役所分庁舎2階大会議室

第4 監査の対象

(1) 財政援助団体

対象団体 : 富里スイカロードレース大会実行委員会

対象補助金 : 富里スイカロードレース大会実行委員会補助金

(2) 教育委員会生涯学習課(所管部課)

第5 監査の範囲

令和元年度の補助金に係る出納その他の事務。ただし、必要がある場合は上記以外の期間も範囲とした。

第6 監査の主眼

(1) 対象団体

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符合するか。

イ 補助金交付申請及び請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。

エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ 補助金に係る収支の会計経理は適切か。

(2) 所管部課

ア 補助金の決定は予算・法令等に適合しているか。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金の算定、交付方法、時期及び手続等は適正か。

エ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告等によりなされているか。

オ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

第7 監査の方法

令和元年度において、財政援助を行った団体のうち1団体を抽出し、上記監査の主眼に基づき、団体所管事業及び所管部課手続等について、所管部課職員から説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きで実施した。

団体及び所管部課には、事前に監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め、富里市監査基準に準拠のうえ、監査を実施した。

第8 監査の結果

監査の結果、財政援助団体及び所管部課の財政援助(補助金)に係る出納その他の事務の執行及び補助金交付事務の執行については、下記の事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

については下記の事項について検討・改善を図り、事務処理の適正化に努められたい。

(1) 財政援助団体に対して

財政援助団体については、申請手続において一部、内容が不明瞭なところが見受けられたので検討されたい。また、大会収支決算においては、繰越金が補助金額より多く生じていることから、その運営方法の改善について検討されたい。

(2) 所管部課に対して

補助金手続は、時系列に基づき概ね適切に管理されているが、書類の管理及び整備に一部、改善すべき点が見受けられたことから、その改善と整備に努められたい。

また、経費の執行においては最少の経費で最大の効果が発揮できるように契約方法など経費の削減などに努められたい。

第9 団体概要

(1) 団体の名称

富里スイカロードレース大会実行委員会

(2) 所管部課

教育委員会生涯学習課

(3) 団体の概要

ア 団体の活動目的

富里市の特産品であるスイカの最盛期において全国的なロードレース大会を実施することにより、富里市民と全国スポーツ愛好者との交流と親睦を図るとともに、「富里スイカ」の普及を促進し、もって、富里市の地域振興に資する。

イ 団体の構成員数

会長1名、副会長2名、監事2名、委員11名

ウ 事業内容

富里スイカロードレース大会の実施

(4) 補助金の概要

ア 補助金の名称

富里スイカロードレース大会実行委員会補助金

イ 補助の目的

富里市民と全国スポーツ愛好者との交流と親睦を図るとともに、「富里スイカ」の普及を促進し、富里市の地域振興に資する。

ウ 補助金交付額等

(7) 補助金の交付状況

- ・交付申請 申請額 1,000,000円(申請日 平成31年4月1日)
- ・交付決定 決定額 1,000,000円(決定日 平成31年4月1日)
- ・交付確定 確定額 1,000,000円(確定日 令和2年1月9日)

(イ) 補助対象事業

スイカロードレース大会事業費

スイカロードレース大会で使用するスイカ購入費の金額の1/2以内の額とし、
年額130万円を限度とする。

